

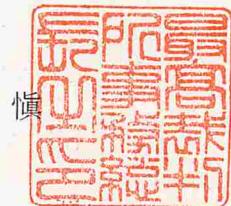
最高裁秘書第 11 号

令和 3 年 1 月 13 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

令和 2 年 12 月 7 日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

自己開拓プログラムの中止決定を見直して欲しいという趣旨で司法修習生から提出された令和 2 年 6 月 20 日付の意見書、及び当該意見書に関して司法研修所が作成した文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話 03（3264）5652

最高裁秘書第 59 号

令和 2 年 1 月 19 日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

自己開拓プログラムの中止決定を見直して欲しいという趣旨で司法修習生から
提出された令和 2 年 6 月 20 日付の意見書、及び当該意見書に関して司法研修所
が作成した文書

2 苦情の申出がされた日

令和 2 年 1 月 14 日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和 2 年度（最情）謝問第 32 号

(2) 謝問日

令和 3 年 1 月 13 日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話 03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第60号

令和2年1月19日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

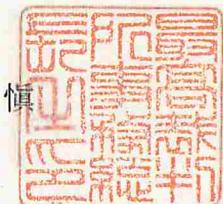
諮問番号 令和2年度（最情）諮問第32号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年1月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和2年6月20日付けの意見書を提出した司法修習生の氏名以外の部分は、不開示情報に相当しない旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

自己開拓プログラムの中止決定を見直して欲しいという趣旨で司法修習生から提出された令和2年6月20日付の意見書、及び当該意見書に関して司法研修所が作成した文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、令和2年12月7日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示申出文書の存否を明らかにすると、自己開拓プログラムの実施を全面的に取りやめることとした司法研修所の決定を見直してほしいとの趣旨の特定の日付の意見書（以下「本件意見書」という。）を司法修習生が提出した事実の有無が公になる。

本件開示申出文書に記載のある司法研修所の決定は司法修習の実施に関する重大な決定であったこと、このような決定に対して司法修習生が本件意見書を提出したとすれば、そのこと自体も非常にまれな事例であるといえること、本件意見

書は日付で特定されていることからすれば、仮に上記事実が存在した場合には、司法修習生間のやり取り等の他の情報と照合することにより、本件意見書を提出した特定の司法修習生を識別することが可能となり、ひいては、当該特定の司法修習生が特定の考え方や思想を記載した本件意見書を提出したという事実が明らかになることになる。

したがって、司法修習生が本件意見書を提出したという事実の有無に係る情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に規定する個人識別情報に相当する。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで不開示情報に相当する情報を開示することになるから、その存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。